

**2025・2026年度
競争参加資格審査申請書類作成の手引き
(建設工事)**

首都高速道路株式会社
2024年11月1日

目 次

I-1 資格審査の種類と申請方法

1 競争参加資格審査について	2 頁
2 競争参加資格審査を申請することができない方(欠格要件)	2 頁
3 競争参加資格審査申請書類の提出	3 頁

I-2 資格審査申請に必要なとなるもの

1 資格審査申請書類	4 頁
2 納税証明書の取扱い	6 頁
3 経営事項審査の取扱い	8 頁
4 社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱い	9 頁
5 申請書類の提出方法(電子メール)	9 頁

I-3 申請書類の記載方法及び記載例

1 競争参加資格審査申請書(建設工事)【様式第1】	11 頁
2 完成工事高【様式第2】	12 頁
3 業態調書【様式第3】	20 頁
4 営業所一覧表【様式第4】	24 頁
5 共同企業体等調書【様式第5】	25 頁

II 競争参加資格の認定	29 頁
--------------	------

III 電子入札システム参加のための利用者登録	29 頁
-------------------------	------

IV お問い合わせ先	29 頁
------------	------

I - 1 資格審査の種類と申請方法

1 競争参加資格審査について

- (1) 競争参加資格の審査（以下「資格審査」といいます。）には、2年に1回、受付期間を定めて行うもの（定期受付）と、定期受付の終了後、随時に受付を行うもの（随時受付）との2種類があります。
- (2) 当社に申請する場合は、1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等拠点を有していることが必要です。

なお、上記に該当しない方で「政府調達に関する協定」に基づく当社発注案件に参加を希望する場合は、個別案件ごとに競争参加資格審査の申請を受け付けます。詳しくは入札公告等でお知らせします。

2 競争参加資格審査を申請することができない方（欠格要件）

次の欠格要件に該当する方は、競争参加資格審査を申請することができません。

<欠格要件>

- ① 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- ② 次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる方で、その事実があった後2年を経過していない方（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する方についても、また同様とします。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - エ 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた方
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない方を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- ③ ②に該当する方を入札又は見積りの代理人として使用する方
- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる方
- ⑤ 競争参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった方
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない方（道路清掃を除きます。）。さらに、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない方（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となった方で、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出できる場合を除きます。）。)
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準ずる方

3 競争参加資格審査申請書類の提出

(1) 定期受付

インターネット一元受付(※1)より申請してください。

(2019・2020年度競争参加資格審査より、郵送による申請を廃止し、原則インターネット一元受付による申請のみとしています。)

ただし、インターネット一元受付で対応していない申請(事業協同組合が特例計算を希望する場合、道路清掃を希望する場合等)については、電子メール(※2)にて競争参加資格審査申請書類(以下「申請書類」といいます。)一式を、以下の提出先までご送付ください。

【受付期間】2024年12月2日(月)～2025年1月15日(水)

※ 土日、祝日及び年末年始を除きます。

【受付時間】午前9時30分～午後5時00分

【提出先】keiyaku-shinsa@shutoko.jp

(首都高速道路株式会社 財務部契約課 競争参加資格審査担当 宛)

※1 インターネット一元受付の申請方法については、国土交通省ホームページ(<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>)をご覧ください。

※2 電子メールによる申請方法の詳細については、9頁をご確認ください。

なお、郵送及び持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

(2) 随時受付

定期受付終了後、2025年2月から随時受付を開始します。

随時受付での申請を希望される場合は、電子メールにて申請書類一式を、以下の提出先までご送付ください。

【受付期間】2025年2月3日(月)～2026年12月28日(月)

※ 土日、祝日及び年末年始を除きます。

【受付時間】午前9時30分～午後5時00分

【提出先】keiyaku-shinsa@shutoko.jp

(首都高速道路株式会社 財務部契約課 競争参加資格審査担当 宛)

※ 申請書類の提出方法の詳細については、9頁をご確認ください。

原則として、電子メールによる申請を受け付けます。

なお、受付時間外にご提出いただいた場合は、翌営業日受付とさせていただきます。

※ 2025・2026年度競争参加資格審査の随時受付は、2026年12月28日(月)午後5時までに申請書類一式の提出があり、かつ、書類に不備がないものが有効となります。提出の際は、必ず本手引きにて記入漏れ等がないか最終確認を行ってください。

I-2 資格審査申請に必要となるもの

1 資格審査申請書類

(1) 法人の場合

- ① 提出書類について
- ・競争参加資格審査申請書（建設工事）【様式第1】
 - ・完成工事高【様式第2】
 - ・業態調書【様式第3】
 - ・営業所一覧表【様式第4】
 - ・委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ提出）【様式第6】
 - ・総合評定値通知書又はその写し（A4判）
※経営事項審査の取扱いについては8頁をご覧ください。
 - ・納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税）又はその写し
※納税証明書の取扱いについては6頁～7頁をご覧ください。
原則として、証明年月日が申請をする日の前3か月以内のものに限ります。
 - ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の「加入」又は「適用除外」を証明する書類（総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ提出）
※詳細については9頁をご覧ください。
 - ・担当者の名刺

(2) 事業協同組合が特例計算を希望される場合

- ① 対象となる事業協同組合について
- 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定により許可を受け、かつ中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている組合は、受注機会の確保のため、特例計算できると定められています。
- 特例計算を希望される場合、事業協同組合本体の外、最大10事業者までを「審査対象者」とすることができます。**
- 「審査対象者」となる要件は次に掲げるとおりです。
- ア 当該組合の組合員であること
 - イ 当該組合の理事が役員になっている法人であること
 - ウ 当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可を受けていること
 - エ 欠格要件（2頁に記載してあるもの）に該当しないこと
- ② 提出書類について
- 事業協同組合が特例計算を希望される場合には、以下の書類を提出してください。
- ・競争参加資格審査申請書（建設工事）【様式第1】
※組合自体のもののみをご提出ください。
また、様式右上に、朱書きで「特例計算希望」と記入してください。
 - ・完成工事高【様式第2】
※組合自体のもののほか、審査対象となる組合員すべてのものをご提出ください。
また、様式右上に、審査対象となる組合員の名称を記入してください。
 - ・業態調書【様式第3】
※事業協同組合及び組合員の有資格者の合計を記入してください。

- ・営業所一覧表【様式第4】
- ・共同企業体等調書【様式第5】
- ・委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ提出）【様式第6】
- ・総合評定値通知書又はその写し
 - ※経営事項審査の取扱いについては8頁をご覧ください。
 - ※組合自体のものほか審査対象となる組合員すべてのものをご提出ください。
- ・納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税）又はその写し
 - ※納税証明書の取扱いについては6頁～7頁をご覧ください。
 - 原則として、証明年月日が申請をする日の前3か月以内に発行されたものに限りです。
 - ※組合自体のものほか、審査対象となる組合員すべてのものをご提出ください。
- ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の「加入」又は「適用除外」を証明する書類（総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ提出）
 - ※詳細については9頁をご覧ください。
 - ※組合自体のものほか審査対象となる組合員すべてのものをご提出ください。
- ・役員名簿（任意の様式で作成してください。）
- ・組合員名簿（任意の様式で作成してください。）
- ・官公需適格組合証明書（有効期間内のもの）の写し
- ・審査対象者の所在地、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類（任意の様式で作成してください。）
- ・担当者の名刺

(3) 道路清掃を希望される場合

道路清掃を希望される場合には、1(1)に掲げる書類のほか、以下の書類を提出してください。

- ・登記事項証明書又はその写し
 - ※証明年月日が申請をする日の前3か月以内のものに限りです。
- ・財務諸表（申請をする日の直前の1事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）

(注) 道路清掃のみを希望される場合は、1(1)に掲げる書類のうち「総合評定値通知書又はその写し」は、提出の必要はありません。

- ※ 申請書類の記載方法及び記載例につきましては、11頁～28頁(I-3)をご確認ください。
- ※ 個人及び外国事業者で申請を希望される方は、財務部契約課までお問い合わせください。

2 納税証明書の取扱い

国税庁から消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するため、競争参加資格申請に際して「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことを受け、添付書類として「納税証明書（写し）」の提出をお願いしています。

2025・2026年度を有効期間とする定期の資格審査（建設工事）における納税証明書の取扱いについては、以下のとおりです。

(1) 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写しでも可）を提出してください。

様式	証明の内容	提出
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	（法人の場合）「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないこと	◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	（個人の場合）「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないこと	◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3 （一税目につき一枚）	未納の税額（個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税）がないこと	○

※ 納税証明書は必ずご提出ください。提出がない場合は、申請書類を受け付けることができません。

※ できる限り、「◎」の付いた証明書を提出してください。

「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※ 納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

(2) 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請をする日の前3か月以内に発行されたものとします。

(3) 提出方法

A4判で提出してください。

【参考1】 国税通則法施行規則別紙第9号書式

(その3の3)「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないこと

納 税 証 明 書	
(その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 について未納税額の無い証明用)	
住所 (納税地)	
氏名 (名称)	
代表者	
1 法人税について未納の税額はありません。 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。 以 下 余 白	
第	号
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	
税務署長	
財務事務官	
印	

(その3) 個別の税目について未納の税額がないこと

納 税 証 明 書	
(その3・未納税額の無い証明用)	
住所 (納税地)	
氏名 (名称)	
代表者	
〇〇税について未納の税額はありません。	
第	号
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	
税務署長	
財務事務官	
印	

3 経営事項審査の取扱い

(定期受付)

2025・2026年度定期受付の場合には、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、2023年6月16日以降を審査基準日とするものでなければなりません。(2023年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)が複数ある場合は、そのうち最新のもの)

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となった方は、それぞれ当該事実を証明する書類の提出が必要となります。

(随時受付)

経営事項審査については、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、随時受付の申請をする日の1年7月前の日以降を審査基準日とするものでなければなりません。(申請する日の1年7月前の日以降を審査基準日とする総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの)

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となった方は、それぞれ当該事実を証明する書類の提出が必要となります。

※ 2024年能登半島地震に係る競争参加資格審査申請の特例について

能登半島地震の影響を受けた建設業者(2024年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(石川県の区域に限る。)内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が2023年10月29日から2024年8月30日までの間に終了するもの)について、2025年3月31日までの間においては、2022年10月29日以降を審査基準日とするもの(2022年10月29日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)が複数ある場合は、そのうち最新のもの)であれば申請が可能です。

(対象地域) 災害救助法対象地域(※)のうち石川県内の市町村

(※) 鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町

4 社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」 又は「適用除外」となった場合の取扱い

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（下記に示すいずれかの書類）を提出してください。

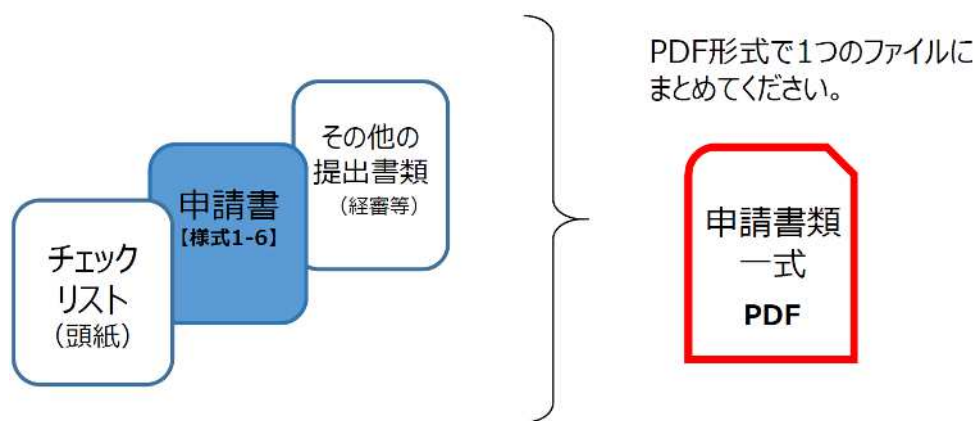
- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

5 申請書類の提出方法（電子メール）

以下の(1)～(3)及び留意事項をご確認の上、電子メールにてご送付ください。

- (1) 申請書類の記載方法及び記載例（11頁～28頁）を参考に、日本語で作成してください。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- (2) 申請書類を揃えた上で、申請書（Excelファイル）の「提出書類チェックリスト」に基づき、申請書類一式を、チェックリストに記載の順番になるよう一つのPDFファイルにまとめてください。

なお、統合したPDFデータの容量が50MBを超える場合は、お手数おかけしますが、データを分割してご提出ください。



- (3) 申請書類の提出先は、以下のとおりです。
 - 【受付期間】（定期受付）2024年12月2日（月）～2025年1月15日（水）
（随時受付）2025年2月3日（月）～2026年12月28日（月）
※ 土日、祝日及び年末年始を除きます。
 - 【受付時間】午前9時30分～午後5時00分
 - 【提出先】 keiyaku-shinsa@shutoko.jp
（首都高速道路株式会社 財務部契約課 競争参加資格審査担当 宛）

- ※ メールの件名は『(会社名) 2025・2026 年度競争参加資格審査申請書類の提出』としてください。
- ※ このアドレスは、メール申請専用となります。それ以外の内容でのメール送付はご遠慮ください。

【 留意事項 】

- ・ 郵送及び持参による提出は受け付けておりません。
 - ・ 申請書様式の文言及び書式の変更や、PDF 形式以外での申請書類の提出があった場合は、申請を無効とさせていただきますのでご注意ください。
 - ・ 受付時間外にご提出いただいた申請は、翌営業日受付とさせていただきます。
 - ・ 国土交通省等インターネット一元受付により既に申請を行っている方は、書類による申請は必要ありません。重複登録のないようご注意ください。
-
- ▶ 提出された書類に不明な点等があった場合は、提出いただいた名刺の宛先にご連絡いたします。
 - ▶ 申請書類の作成・提出等にあたり、ご不明な点等がございましたら、お問い合わせ先 (29 頁)までご連絡ください。

I-3 申請書類の記載方法及び記載例

1 競争参加資格審査申請書（建設工事）【様式第1】

申請書類は、Excelシートに直接ご入力いただきPDF化してください。（申請書への手書きはお控えいただくようお願いいたします。）

電話番号及びFAX番号は「-（ハイフン）」で区切り、「（ ）」は用いないでください。

建設業許可を取得している場合は、許可上の「主たる営業所」の住所を記入してください。左詰めで都道府県名から記入してください。
「丁目」「番地」は「-（ハイフン）」で記入してください。
都道府県名のフリガナは省略してください。

当社(民営化前を含む。)に初めて登録する場合には「1」に○を、業種を問わず過去に一度でも登録がある場合には「2」に○をしてください。

許可を受けている建設業の許可番号を記入してください。

本社(店)について、登記上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、このあたりに登記上の所在地を朱書きしてください。

官公需適格組合証明書(経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行するもの)の取得年月日及び番号を記入してください。

個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はありません。

申請内容について説明することができる方を記入してください。

業務上の連絡で使用することが可能なメールアドレスを記入してください。メールアドレスがない場合には、「なし」と記入してください。

総合評価値通知書に記入されている年数を記載してください。

総審の審査基準日時点の総従業員数を記入してください。

法人の種類を表す文字は以下のとおりです。
株式会社：(株) 有限会社：(有)
合資会社：(資) 合名会社：(名)
協同組合：(同) 協業組合：(業)
企業組合：(企) 合同会社：(合)
有限責任事業組合：(責)
一般財団法人：(一財)
一般社団法人：(一社)
公益財団法人：(公財)
公益社団法人：(公社)

行政書士等が代理申請する場合にはのみ使用してください。

外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合は、該当する会社区分の番号(1、2、3のいずれか)に○を付し、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。
なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をいいます。

様式第1

01 1:新規 2:更新

※02受付番号

※03業者コード 04建設業許可番号 100-012945

※申請者 05の規模 06適格組合証明 第 年 月 日 号

競争参加資格審査申請書(建設工事)

2025-2026年度において、貴社で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年 月 日
首都高速道路株式会社 御中

61 本社(店) 郵便番号 100 - 8930

フリガナ

62 本社(店)住所 東京都千代田区豊が岡1-4-1

フリガナ

63 商号又は名称 首都高速道路(株)

64 役員 代表取締役

フリガナ

代表者氏名 首都 太郎

65 本社(店) 電話番号 03-3502-7311

66 本社(店) FAX番号 03-3502-3062

17 代理申請時使用欄

申請代理人 申請代理人郵便番号

申請代理人住所 申請代理人電話番号

申請代理人氏名

67 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]

2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)

3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)

※欄については記載しないこと(以下同)。

68 法人番号 1234567890123

フリガナ

69 担当者氏名 東京 花子

70 担当者 電話番号 03-3539-9315

71 メールアドレス kaisyaku000@shutokei.co.jp

72 営業年数 50 年

73 総従業員数 1200 人

2 完成工事高【様式第2】

記載例に従って記入してください。当社の工事種別と建設業法上の建設工事（許可）の種類との対応については【別表1】（13頁）を、建設業法許可工事種別の細区分工種と当社の工事種別との関係については【別表2】（14頁～19頁）を参照してください。

様式第2 完成工事高

※受付番号 _____ ※業者コード _____

（単位：千円）

申請希望 首都高速 工事種別	申請希望																	許可業種年 間平均完成 工事高	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		その他 申請外
建設業法 上の建設工事	土木工事	建築工事	舗装工事	鋼橋工事	プレスト ンクリート橋 工事	電気工事	電気通信 工事	管工事	塗装工事	造園工事	機械器具 設置工事	遮音壁 工事	標識工事	区画線 工事	道路保全 土木工事	道路保全 施設工事	その他上 記以外の 工事		
土木一式	100,000											40,000						991	140,991
建築一式		6,000														2,816			8,816
大工																			
左官																			
とび・土工・コンクリート	38,103																	2,000	40,103
石												0							0
屋根																			
電気																			
管																			
タイル・れんが・ブロック																			
鋼構造物				0							0		0		0	0			0
鉄筋																			
舗装			793																793
しゅんせつ																	0		0
板金																			
ガラス																			
塗装																			
防水																			
内装仕上																			
機械器具設置																			
熱絶縁																			
電気通信																			
造園										781,000					243				781,243
さく井																			
建具																			
水道施設								0								0			0
消防施設																			
清掃施設																			
解体																			
その他																			
工事種別年間平均 完成工事高	138,103	6,000	793	0				0		781,000	0	40,000	0		243	2,816	0	2,991	971,946

※道路清掃を希望される方はこちらを記入してください。

工事種別	申請 希望	基準決算以前の決算				基準決算				年間平均完成工事高
		年 月から	年 月まで	年 月から	年 月まで	年 月から	年 月まで	年 月から	年 月まで	
道路清掃	18									

総合評定値通知書完成工事高合計 973,024 エラー?

申請を希望する工種について、必ず「○」を記入してください。

経営事項審査の各許可業種完成工事高と一致させてください。

総合評定値通知書の許可業種ごとの完成工事高を、実績がある希望工事種別に振り分けてください。

総合評定値通知書の完成工事高が「○」であっても、各工事種別に対応する経審許可をもっていれば申請できます。（その場合必ず「○」を入力してください。）

この合計欄は、総合評定値通知書の完成工事高合計と一致しますが、四捨五入の関係で多少ずれることがあります。（多少のずれは問題ありません。）

総合評定値通知書の完成工事高合計をそのまま転記してください。

こちらは「エラー？」と表示されると、入力ミス（漏れ）の可能性がありますが、値を確認してください。

【別表1】 当社の工事種別と建設業法上の建設工事（許可）の種類との対応

当社の競争参加資格として求める工事種別、その主な工事内容及び対応する建設業法建設工事の種類は以下のとおりです。

右欄の建設工事（許可）の種類のうち1種類以上の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の当社の工事種別は申請できません。

番号	工事種別	主な工事内容	建設工事（許可）の種類
01	土木工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る土木工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、内装仕上工事、水道施設工事、解体工事
02	建築工事	事務所、料金所、換気所、パーキングエリア、倉庫、駐車場、社宅等建築物の新設、改築、改良に係る建築工事	建築一式工事、鋼構造物工事、建具工事、清掃施設工事
03	舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る舗装工事	舗装工事
04	鋼橋工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る鋼橋工事	とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事
05	プレストレストコンクリート橋工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係るプレストレストコンクリート橋工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
06	電気工事	電気設備の新設、改良、災害復旧に係る電気工事	電気工事
07	電気通信工事	電気通信設備の新設、改良、災害復旧に係る電気通信工事	電気通信工事、消防施設工事
08	管工事	給排水設備、衛生設備、ガス設備、空調設備、建築物の消火設備、融雪設備等の新設、改良に係る管工事	管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事
09	塗装工事	鋼橋等の塗装工事	塗装工事
10	造園工事	パーキングエリア、路傍等の植樹、張芝、は種等の造園工事	造園工事
11	機械器具設置工事	トンネル換気設備、排水ポンプ設備、トンネル消火設備、水噴霧設備、軸重測定設備、建築物昇降機設備等の新設、改良に係る機械器具設置工事	鋼構造物工事、機械器具設置工事、清掃施設工事
12	遮音壁工事	遮音壁及び裏面吸音板の新設、改築、改良に係る工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、解体工事
13	標識工事	道路標識の設置工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、板金工事、解体工事
14	区画線工事	道路の区画線工事	塗装工事
15	道路保全土木工事	道路の土木構造に係る維持修繕工事及び緊急応急作業	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、造園工事、解体工事
16	道路保全施設工事	①道路付属建築物（事務所、料金所、換気所、パーキングエリア、倉庫、駐車場等建築物）の建築工事に係る維持修繕工事及び維持修繕作業（保守及び交通事故復旧、雪害作業等の緊急応急作業） ②道路及び道路付属建築物（①に同じ）の電気、電気通信、管、機械器具設置工事に係る維持修繕工事及び維持修繕作業（保守及び交通事故復旧、雪害対策等の緊急応急作業）	建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、水道施設工事、消防施設工事
17	その他上記以外の工事	上記以外の工事	屋根工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事
18	道路清掃	道路清掃（経営事項審査を受けていない方）	

【別表2】 建設業法許可工事種別の細区分工種と当社の工事種別との関係

建設業法許可工事種別の細区分工種と当社の工事種別との関係は以下のとおりです。

計上する建設業許可工事種別の年間平均完成工事高は、建設業許可を有しているだけでなく、かつ、経営事項審査を受けていなければなりません。

細区分工種名		工事の内容	番号	当社の工事種別
建設業許可工事種別	細区分工種名			
土木一式	一般土木	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
土木一式	遮音壁	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
土木一式	グラウト	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、岩盤、土中、コンクリート等にもル・セメントペーストを注入する工事(以下「グラウト工事」という。)に関するもの	01	土木工事
土木一式	プレストレストコンクリート	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作仮設工事(以下「プレストレストコンクリート工事」という。)に関するもの	05	プレストレストコンクリート橋工事
土木一式	法面処理・環境省(自然環境共生工事)	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、アンカー工及びその他法面保護工事(以下「法面処理工事」という。)に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	01	土木工事
土木一式	土木保全・環境省(自然環境共生工事)	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、土木構造物に関する維持修繕工事(以下「土木保全工事」という。)に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	15	道路保全土木工事
土木一式	標識・環境省(自然環境共生工事)	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、道路標識の設置工事(以下「標識工事」という。)に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	13	標識工事
土木一式	防護柵・環境省(自然環境共生工事)	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、交通安全施設(防護柵等)の設置工事及び法面保護のためのネット工事(以下「防護柵工事」という。)に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	01	土木工事
土木一式	トンネル内装	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、トンネル内装板の設置工事(以下「トンネル内装工事」という。)に関するもの	01	土木工事
土木一式	軌道	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、軌道工事(以下「軌道工事」という。)に関するもの	18	その他(申請外)
土木一式	港湾土木	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、港湾の施設である外郭施設(防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁)・係留施設(岸壁、棧橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場)及び前記施設と同種の施設の工事(以下「港湾土木工事」という。)に関するもの	01	土木工事
土木一式	レール溶接他	レール溶接工事又は基準器設置工事	18	その他(申請外)
土木一式	一般土木・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
土木一式	遮音壁・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
土木一式	グラウト・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、岩盤、土中、コンクリート等にもル・セメントペーストを注入する工事(以下「グラウト工事」という。)に関するもの	01	土木工事
土木一式	プレストレストコンクリート・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作仮設工事(以下「プレストレストコンクリート工事」という。)に関するもの	05	プレストレストコンクリート橋工事
土木一式	土木保全・環境省(自然環境共生工事)・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、土木構造物に関する維持修繕工事(以下「土木保全工事」という。)に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	15	道路保全土木工事
土木一式	標識・環境省(自然環境共生工事)・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、道路標識の設置工事(以下「標識工事」という。)に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	13	標識工事
土木一式	防護柵・環境省(自然環境共生工事)・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、交通安全施設(防護柵等)の設置工事及び法面保護のためのネット工事(以下「防護柵工事」という。)に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	01	土木工事
土木一式	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
建築一式	建築	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築工事
建築一式	木造建築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、耐火建築以外の建築工事(以下「木造建築工事」という。)に関するもの	02	建築工事
建築一式	プレハブ建築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、プレハブ材を用いて施工する建築工事(以下「プレハブ建築工事」という。)に関するもの	02	建築工事
建築一式	施設保全	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、施設に係わる維持修繕工事(以下「施設保全工事」という。)に関するもの	16	道路保全施設工事
建築一式	遮音壁	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、遮音壁に関するもの	18	その他(申請外)
建築一式	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
大工	建築	大工工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
大工	木造建築	大工工事のうち、木造建築工事に関するもの	18	その他(申請外)
大工	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
左官	建築	左官工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
左官	木造建築	左官工事のうち、木造建築工事に関するもの	18	その他(申請外)
左官	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)

細 区 分 工 種 名		工 事 の 内 容	番号	当社の工事種別
建設業許可工事種別	細区分工種名			
とび・土工・コンクリート	一般土木	とび・土工・コンクリート工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	遮音壁	とび・土工・コンクリート工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
とび・土工・コンクリート	グラウト	とび・土工・コンクリート工事のうち、グラウトに関するもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	杭打	とび・土工・コンクリート工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に関するもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	プレストレストコンクリート	とび・土工・コンクリート工事のうち、プレストレストコンクリート工事に関するもの	05	プレストレストコンクリート橋工事
とび・土工・コンクリート	法面処理	とび・土工・コンクリート工事のうち、法面処理工事に関するもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	土木保全	とび・土工・コンクリート工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
とび・土工・コンクリート	標識	とび・土工・コンクリート工事のうち、標識工事に関するもの	13	標識工事
とび・土工・コンクリート	防護柵	とび・土工・コンクリート工事のうち、防護柵工事に関するもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	トンネル内装	とび・土工・コンクリート工事のうち、トンネル内装工事に関するもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	鋼構造物一般	とび・土工・コンクリート工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に関するもの	18	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	鋼橋上部	とび・土工・コンクリート工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に関するもの	04	鋼橋工事
とび・土工・コンクリート	建築	とび・土工・コンクリート工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	木造建築	とび・土工・コンクリート工事のうち、木造建築工事に関するもの	18	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	施設保全	とび・土工・コンクリート工事のうち、施設保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	一般土木・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	遮音壁・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
とび・土工・コンクリート	グラウト・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、グラウトに関するもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	杭打・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に関するもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	プレストレストコンクリート・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、プレストレストコンクリート工事に関するもの	05	プレストレストコンクリート橋工事
とび・土工・コンクリート	土木保全・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
とび・土工・コンクリート	標識・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	13	標識工事
とび・土工・コンクリート	防護柵・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	01	土木工事
とび・土工・コンクリート	鋼構造物一般・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に関するもの	15	道路保全土木工事
とび・土工・コンクリート	鋼橋上部・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に関するもの	15	道路保全土木工事
とび・土工・コンクリート	施設保全・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
石	一般土木	石工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
石	遮音壁	石工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
石	土木保全	石工事のうち、土木保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
石	建築	石工事のうち、建築に関するもの	18	その他(申請外)
石	施設保全	石工事のうち、施設保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
石	一般土木・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
石	遮音壁・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
石	土木保全・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
石	施設保全・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
石	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
屋根		屋根工事	17	その他上記以外の工事
屋根	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
電気	電気設備	電気工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	06	電気工事
電気	電気設備(鉄道信号設備)	電気工事の電気設備のうち、信号関係等に係るもの	06	電気工事
電気	受変電設備	電気工事のうち、受変電設備、発電設備及びその他電源設備の工事(以下「受変電設備工事」という。)に関するもの	06	電気工事
電気	受配電設備	電気工事のうち、受配電設備(自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	06	電気工事
電気	施設保全	電気工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
電気	電力線路	送電線路、電車線路、配電線路等の工事	18	その他(申請外)
電気	電気設備・橋梁補修	電気工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	06	電気工事
電気	施設保全・橋梁補修	電気工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
電気	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)

細区分工種名		工 事 の 内 容	番号	当社の工事種別
建設業許可工事種別	細区分工種名			
管	暖冷房衛生設備	管工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(以下「暖冷房衛生設備工事」という。)	08	管工事
管	水処理設備	管工事のうち、水処理のプラント設備(産業排水処理設備等)の工事(以下「水処理設備工事」という。)に関するもの	18	その他(申請外)
管	施設保全	管工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
管	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	一般土木	タイル・れんが・ブロック工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
タイル・れんが・ブロック	遮音壁	タイル・れんが・ブロック工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
タイル・れんが・ブロック	土木保全	タイル・れんが・ブロック工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
タイル・れんが・ブロック	トンネル内装	タイル・れんが・ブロック工事のうち、トンネル内装工事に関するもの	01	土木工事
タイル・れんが・ブロック	建築	タイル・れんが・ブロック工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	木造建築	タイル・れんが・ブロック工事のうち、木造建築工事に関するもの	18	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	施設保全	タイル・れんが・ブロック工事のうち、施設保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	一般土木・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
タイル・れんが・ブロック	遮音壁・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
タイル・れんが・ブロック	土木保全・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
タイル・れんが・ブロック	施設保全・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
鋼構造物	鋼構造物一般	鋼構造物工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの	04	鋼橋工事
鋼構造物	鋼橋上部	鋼構造物工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの	04	鋼橋工事
鋼構造物	遮音壁	鋼構造物工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
鋼構造物	土木保全	鋼構造物工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
鋼構造物	標識	鋼構造物工事のうち、標識工事に関するもの	13	標識工事
鋼構造物	防護柵	鋼構造物工事のうち、防護柵工事に関するもの	04	鋼橋工事
鋼構造物	軌道	鋼構造物工事のうち、軌道工事に関するもの	18	その他(申請外)
鋼構造物	建築	鋼構造物工事のうち、建築に関するもの	02	建築工事
鋼構造物	施設保全	鋼構造物工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
鋼構造物	通信設備	鋼構造物工事のうち、監視制御・通信設備、防災・情報表示設備等の工事(以下「通信設備工事」という。)に関するもの	18	その他(申請外)
鋼構造物	機械設備一般	鋼構造物工事のうち、機械設備工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(以下「機械設備工事」という。)	11	機械器具設置工事
鋼構造物	建物機械設備	鋼構造物工事のうち、建物機械設備(車重計設備、軸重計設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備等)で機器製作(改造含む)、据付、試験調整を伴う工事(以下「建物機械設備工事」という。)並びに水処理設備工事に関するもの	18	その他(申請外)
鋼構造物	トンネル換気設備	鋼構造物工事のうち、トンネル換気設備(トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備等)で機器製作(改造含む)、据付、試験調整を伴う工事(以下「トンネル換気設備工事」という。)に関するもの	11	機械器具設置工事
鋼構造物	鋼構造物一般・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの	15	道路保全土木工事
鋼構造物	鋼橋上部・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの	15	道路保全土木工事
鋼構造物	遮音壁・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
鋼構造物	土木保全・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
鋼構造物	標識・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	13	標識工事
鋼構造物	防護柵・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	01	土木工事
鋼構造物	施設保全・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
鋼構造物	通信設備・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、監視制御・通信設備、防災・情報表示設備等の工事(以下「通信設備工事」という。)に関するもの	18	その他(申請外)
鋼構造物	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
鉄筋	一般土木	鉄筋工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他上記以外の工事
鉄筋	遮音壁	鉄筋工事のうち、遮音壁に関するもの	12	遮音壁工事
鉄筋	軌道	鉄筋工事のうち、軌道工事に関するもの	18	その他(申請外)
鉄筋	建築	鉄筋工事のうち、建築工事に関するもの	18	その他(申請外)
鉄筋	一般土木・橋梁補修	鉄筋工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他上記以外の工事
鉄筋	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)

細区分工種名		工事の内容	番号	当社の工事種別
建設業許可工事種別	細区分工種名			
舗装	セメント舗装	舗装工事のうち、セメントコンクリートを用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの	03	舗装工事
舗装	アスファルト舗装	舗装工事のうち、瀝青アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの	03	舗装工事
舗装	土木保全	舗装工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
舗装	セメント舗装・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、セメントコンクリートを用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの	03	舗装工事
舗装	アスファルト舗装・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、瀝青アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの	03	舗装工事
舗装	土木保全・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
舗装	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
しゅんせつ		しゅんせつ工事	17	その他上記以外の工事
しゅんせつ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
板金	建築	板金工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
板金	標識	板金工事のうち、標識工事に関するもの	13	標識工事
板金	トンネル内装	板金工事のうち、トンネル内装工事に関するもの	17	その他上記以外の工事
板金	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
ガラス		ガラス工事	17	その他上記以外の工事
ガラス	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
塗装	塗装一般	塗装工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	09	塗装工事
塗装	区画線	塗装工事のうち、道路区画線工事に関するもの	14	区画線工事
塗装	土木保全	塗装工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
塗装	建築	塗装工事のうち、建築に関するもの	18	その他(申請外)
塗装	施設保全・環境省(展示・内装仕上工事)	塗装工事のうち、施設保全工事に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	18	その他(申請外)
塗装	塗装一般・橋梁補修	塗装工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	09	塗装工事
塗装	土木保全・橋梁補修	塗装工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
塗装	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
防水	一般土木	防水工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
防水	法面処理	防水工事のうち、法面処理工事に関するもの	18	その他(申請外)
防水	土木保全	防水工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
防水	建築	防水工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
防水	施設保全	防水工事のうち、施設保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
防水	一般土木・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
防水	土木保全・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	道路保全土木工事
防水	施設保全・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
防水	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
内装仕上	建築	内装仕上工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
内装仕上	木造建築	内装仕上工事のうち、木造建築工事に関するもの(畳、ふすまに関するものを除く)	18	その他(申請外)
内装仕上	畳・環境省(展示・内装仕上工事)	内装仕上工事のうち、畳に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	18	その他(申請外)
内装仕上	ふすま・環境省(展示・内装仕上工事)	内装仕上工事のうち、ふすまに関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	18	その他(申請外)
内装仕上	トンネル内装・環境省(展示・内装仕上工事)	内装仕上工事のうち、トンネル内装工事に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	01	土木工事
内装仕上	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)

細区分工種名		工事の内容	番号	当社の工事種別
建設業許可工事種別	細区分工種名			
機械器具設置	機械設備一般	機械器具設置工事のうち、機械設備一般工事に関するもの	11	機械器具設置工事
機械器具設置	大気汚染防止設備工事	機械器具設置工事のうち、大気汚染防止のプラント設備(集塵設備等)の工事(以下「大気汚染防止設備工事」という。)に関するもの	11	機械器具設置工事
機械器具設置	トンネル換気設備	機械器具設置工事のうち、トンネル換気設備工事に関するもの	11	機械器具設置工事
機械器具設置	水処理設備・環境省(水環境処理工事)	機械器具設置工事のうち、水処理設備工事に関するもの、もしくは環境省における水環境処理工事に関するもの	11	機械器具設置工事
機械器具設置	管・環境省(水環境処理工事)	機械器具設置工事のうち、管工事に関するもの、もしくは環境省における水環境処理工事に関するもの	18	その他(申請外)
機械器具設置	土木保全	機械器具設置工事のうち、土木保全工事に関するもの	11	機械器具設置工事
機械器具設置	標識	機械器具設置工事のうち、標識工事に関するもの	11	機械器具設置工事
機械器具設置	軌道	機械器具設置工事のうち、軌道工事に関するもの	18	その他(申請外)
機械器具設置	施設保全	機械器具設置工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
機械器具設置	土木保全・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	11	機械器具設置工事
機械器具設置	標識・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	11	機械器具設置工事
機械器具設置	施設保全・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
機械器具設置	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
熱絶縁	暖冷房衛生設備	熱絶縁工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	08	管工事
熱絶縁	機械設備一般	熱絶縁工事のうち、機械設備工事に関するもの	18	その他(申請外)
熱絶縁	施設保全	熱絶縁工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
熱絶縁	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
電気通信	通信	電気通信工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	07	電気通信工事
電気通信	遠方監視制御設備	電気通信工事のうち、遠方監視制御設備(情報交換設備、情報ターミナル設備、伝送交換設備、衛星通信設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	07	電気通信工事
電気通信	交通情報設備	電気通信工事のうち、交通情報設備(可変表示設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像伝送・処理設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、トンネル内拡声放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報通信設備、自動料金収受設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	07	電気通信工事
電気通信	施設保全	電気通信工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
電気通信	施設保全・橋梁補修	電気通信工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
電気通信	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
造園	造園一般・環境省(自然環境共生工事)	造園工事で他の工事種別に属する工事以外のもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	10	造園工事
造園	土木保全・環境省(自然環境共生工事)	造園工事のうち、土木保全工事に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	15	道路保全土木工事
造園	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
さく井		さく井工事	17	その他上記以外の工事
さく井	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
建具	建築	建具工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築工事
建具	木造建築	建具工事のうち、木造建築工事に関するもの(ふすまに関するものを除く。)	02	建築工事
建具	ふすま・環境省(展示・内装仕上工事)	建具工事のうち、ふすまに関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	02	建築工事
建具	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
水道施設	一般土木	水道施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
水道施設	土木保全	水道施設工事のうち、土木保全工事に関するもの	18	その他(申請外)
水道施設	暖冷房衛生設備	水道施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの	08	管工事
水道施設	水処理設備	水道施設工事のうち、水処理設備工事に関するもの	18	その他(申請外)
水道施設	施設保全	水道施設工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
水道施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
消防施設	建築	消防施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
消防施設	施設保全	消防施設工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	道路保全施設工事
消防施設	暖冷房衛生設備	消防施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの	08	管工事
消防施設	非常用設備	消防施設工事のうち、非常用設備(火災報知器、水噴霧設備、消火栓設備)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	07	電気通信工事
消防施設	電気設備	消防施設工事のうち、電気設備工事に関するもの	18	その他(申請外)
消防施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)

細 区 分 工 種 名		工 事 の 内 容	番号	当社の工事種別
建設業許可工事種別	細区分工種名			
清掃施設	建築	清掃施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築工事
清掃施設	暖冷房衛生設備	清掃施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に關するもの	11	機械器具設置工事
清掃施設	建物機械設備	清掃施設工事のうち、建物機械設備工事に關するもの	11	機械器具設置工事
清掃施設	水処理設備	清掃施設工事のうち、水処理設備工事に關するもの	11	機械器具設置工事
清掃施設	大気汚染防止設備工事	清掃施設工事のうち、大気汚染防止設備工事に關するもの	11	機械器具設置工事
清掃施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
解体	一般土木	解体工事で土木に關して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
解体	遮音壁	解体工事のうち、遮音壁に關するもの	12	遮音壁工事
解体	グラウト	解体工事のうち、グラウト工事に關するもの	01	土木工事
解体	杭打	解体工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に關するもの	01	土木工事
解体	プレストレストコンクリート	解体工事のうち、プレストレストコンクリート工事に關するもの	05	プレストレストコンクリート橋工事
解体	土木保全	解体工事のうち、土木保全工事に關するもの	15	道路保全土木工事
解体	標識	解体工事のうち、標識工事に關するもの	13	標識工事
解体	防護柵	解体工事のうち、防護柵工事に關するもの	01	土木工事
解体	トンネル内装	解体工事のうち、トンネル内装工事に關するもの	01	土木工事
解体	鋼構造物一般	解体工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に關するもの	18	その他(申請外)
解体	鋼橋上部	解体工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に關するもの	04	鋼橋工事
解体	建築	解体工事で建築に關して他の工事種別に属する工事以外のもの	18	その他(申請外)
解体	木造建築	解体工事のうち、木造建築工事に關するもの	18	その他(申請外)
解体	施設保全	解体工事のうち、施設保全工事に關するもの	18	その他(申請外)
解体	一般土木・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事で土木に關して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木工事
解体	遮音壁・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に關するもの	12	遮音壁工事
解体	グラウト・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、グラウト工事に關するもの	01	土木工事
解体	杭打・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に關するもの	01	土木工事
解体	プレストレストコンクリート・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、プレストレストコンクリート工事に關するもの	05	プレストレストコンクリート橋工事
解体	土木保全・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に關するもの	15	道路保全土木工事
解体	標識・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に關するもの	13	標識工事
解体	防護柵・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に關するもの	01	土木工事
解体	鋼構造物一般・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に關するもの	15	道路保全土木工事
解体	鋼橋上部・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に關するもの	15	道路保全土木工事
解体	施設保全・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に關するもの	18	その他(申請外)
解体	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	18	その他(申請外)
その他	その他工事	その他	18	その他(申請外)
建設業法以外	土木関係	建設業法以外の工事で土木関係のもの	18	その他(申請外)
建設業法以外	施設関係	建設業法以外の工事で施設関係のもの	18	その他(申請外)

3 業態調書【様式第3】

記載例に従って記入してください。

特に、「希望する工事の内容」欄は、申請を希望する業種について、漏れなく記入してください。

「技術士」の資格取得人数入力時の注意事項(21頁)をご確認の上、人数を記入してください。

様式に記載されている資格について、申請をする日時点で在籍している該当人数を資格別に記入してください。1人で複数の資格を有している場合には、重複して計上することが可能です。ただし、1級と2級の資格両方を有している場合には、1級のみ記入してください。

「合計」欄には、延べ人数を記入してください。

「実人数」欄には、実人数を記入してください。

「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」欄には、監理技術者資格者証を所持している者のうち、監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入してください。ただし、「合計」欄には含めないでください。※2020年1月16日以降に監理技術者資格者証の交付を受けている者。

「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」の欄には建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者であって、常時雇用されており、建設業に従事する者の人数を記入してください。ただし、「合計」欄には含めないでください。

様式第3

※受付番号

※業者コード

業 態 調 書

有資格技術職員内訳

施 工 管 理 技 術 士 等	検定種目		級別・種別	人 数
	建設機械施工技士	1	一 級	
2		二 級		32
土木施工管理技士	3	一 級		38
			4 土木	25
	二 級	5 鋼構造物塗装	7	
		6 薬液注入	13	
建築施工管理技士	7	一 級		3
			8 建築	5
	二 級	9 躯体		
		10 仕上げ	1	
電気工事施工管理技士	11	一 級		
	12	二 級		
管工事施工管理技士	13	一 級	28	
	14	二 級	21	
電気通信工事施工管理技士	35	一 級	1	
	36	二 級	1	
造園施工管理技士	15	一 級		
	16	二 級	1	

17 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の所持者数	35
34 登録基幹技能者講習終了証の所持者数	1

希望する工事の内容

工 事 種 別	土 木						舗 装		鋼 橋		電 気				電 気 通 信						管			
	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
希望する工事の内容	A	D	B	C	F	E																		
工 事 種 別	塗 装						機 械 器 具 設 置		遮 音 壁		標 識		区 画 線		保 全 土 木		道 路 保 全 施 設				そ の 他			
希望順位	1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3	4	5	1	2	
希望する工事の内容																								

技 術 士	技術部門	選 択 科 目		人 数
		建 設	18 「鋼構造及びびコンクリート」	
19 その他			32	
農 業	20 「農業農村工学」			
	21 電気電子	—	1	
機 械	22 「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」			
	23 その他			
上 下 水 道	24 「上水道及び工業用水道」		24	
	25 その他		18	
森 林	26 「林業・林産」			
	27 「森林土木」			
衛 生 工 学	28 「水質管理」		8	
	29 「廃棄物・資源循環」		11	
	30 その他		5	
	31 一級建築士		1	
建 築 士	32 二級建築士		1	
	33 木造建築士			
	合 計		327	
	実 人 員		258	

「希望する工事の内容」は、申請しようとする「工事種別」について、必ず記入してください(希望工種がこの表の工事種別の欄に記載されていない場合は、記入の必要はありません)。22頁~23頁の【希望する工事内容の一覧】の「工事の具体例」を確認の上、第一希望から順番にアルファベットで記入(選択)してください。

「実人数」「合計」欄には含めないでください。

「実人数」が「合計」を上回ることはありません。ご注意ください。

【 技術士資格取得人数入力時の注意事項 】

2018年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で以下表左に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表右の対応する入力項目の人数を含めて計上すること。

※ 赤字は技術士法の改正により、2019年度技術士試験より科目の統合・名称変更が行われた科目のため、入力に注意すること。

	技術部門	2018年度以前選択科目	入力する項目 (2019年度以降選択科目)
技	建設	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
		その他	その他
術	農業	「農業土木」	「農業農村工学」
	電気電子部門	—	—
士	機械	「流体工学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
		その他	その他
士	上下水道	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
		その他	その他
士	森林	「林業」	「林業・林産」
		「森林土木」	「森林土木」
士	衛生工学	「水質管理」	「水質管理」
		「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
		その他	その他

※ 電気電子部門については、電気電子部門に係る全ての選択科目が計上対象。

【 希望する工事内容の一覧 】

希望工種	コード	希望する工事の内容		工 事 の 具 体 例
土木工事	A	新設	構造物	R C 橋、R C 橋脚、擁壁、半地下等コンクリート構造物工事、ニューマチックケーツ、オープンケーツ、鋼管矢板基礎、既製杭、場所打ちコンクリート杭等の基礎構造物工事、鋼矢板、鋼管矢板、地中連続壁等の山留工事等の工事
	B		床版	コンクリート床版、地覆、高欄等の工事
	C	改良	トンネル	トンネル工事（共同溝、下水道用トンネル等を含む。）
	D		道路	小規模擁壁、カルバート等のコンクリート構造物工事、道路土工、街路築造、下水等の工事
	E		地盤改良	地盤改良等の工事
	F		トンネル内装	トンネル内面等の内装板工事
舗装工事	A	新設		道路の舗装工事
	B	維持補修		道路の舗装補修工事
鋼橋工事	A	橋梁		鋼橋脚、鋼桁及び鋼製歩道橋等の工事
	B	その他		大型標識柱等の道路付属物の工事
電気工事	A	新設	道路照明設備等	道路照明設備、料金所電気設備、電力設備、配電線設備の工事
	B		建築電気設備	建物における電灯コンセント、動力、放送、電話、火災報知、誘導灯、避雷、テレビ共同受信等の設備工事
	C	改良	受配電設備	受変電設備又は無停電電源設備を自ら製作及び試験調整する工事
	D		自家発電設備	原動機又は発電機設備を自ら製作及び試験調整する工事
電気通信工事	A	新設	通信設備等	道路非常電話、道路トンネル防災用電気設備、道路交通管制用設備、通信ケーブル（光ケーブルを含む。）等の工事
	B		道路交通情報提供設備	可変情報板（文字・図形）を自ら製作及び試験調整する工事
	C		道路交通量計測設備	車輻感知器（超音波方式、光学式、ループコイル式）を自ら製作及び試験調整する工事
	D	改良	道路交通情報収集設備	交通流監視用カメラ等を自ら製作及び試験調整する工事
	E		道路情報通信設備	データ通信設備（有線、無線）、ETC設備、VICIS設備、マイク無線設備、管理用無線設備、路側放送設備、トンネル内ラジオ再放送設備等を自ら製作及び試験調整する工事
	F		道路情報処理設備	道路情報処理設備（データ処理設備、画像処理設備、道路情報提供設備）を自ら製作及び試験調整する工事
管工事	A	新設	管工事	建築物の給水、排水、衛生器具、給湯、消火、浄化槽、空気調和、換気、排煙、ガス等の設備工事、融雪装置等の工事
	B	改良	熱絶縁工事	空調ダクト、冷温水管、冷媒管等の熱絶縁工事
	C		水道施設工事	給水管、受水槽、高架水槽、ポンプ等の設備工事
	D	改良	消防施設工事	建築物の屋内消火栓、連結送水管、連結散水、二酸化炭素消火、スプリンクラー、消火器等の設備工事

希望工種	コード	希望する工事の内容	工事の具体例	
塗装工事	A	新設鋼橋	鋼橋等の塗装工事	
	B	塗替鋼橋	鋼橋等の塗装補修又は塗替え	
機械器具設置工事	A	新設・改築・改良	排水ポンプ設備	道路の排水ポンプ設備及び付属設備等の工事
	B		トンネル換気設備	トンネルの換気用送・排風機設備、除塵装置、制御機器及び付属設備等の工事
	C		昇降機設備	昇降機設備の工事
	D		トンネル消火設備	トンネルの泡消火栓、水噴霧設備等の工事
	E		軸重測定設備	軸重測定設備、軸重撮影装置等の工事
	F		その他機械設備	機械式駐車設備、トラックスケール、汚泥処理設備、鋼製付属設備等の工事
遮音壁工事	A	新設	遮音壁、裏面吸音板等の設置	
	B	維持補修	遮音壁、裏面吸音板等の補修又は取替え	
標識工事	A	新設	案内標識板等の設置	
	B	維持補修	案内標識板等の補修又は取替え	
区画線工事	A	新設	道路の区画線工事	
	B	維持補修	道路の区画線補修又は書換え	
道路保全土木工事	A	土木	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物（桁、橋脚、床版、壁高欄、トンネル等）の損傷、フェンス、ゴム製伸縮装置、排水管、集水桝、ガードレール、ガードケーブル等の補修又は取替え及びコンクリート構造物の表面処理・塗布、路面のひび割れ、ポットホール等の補修 ・遮音壁、裏面吸音板等の部分的な補修又は取替え ・緊急応急作業 	
	B	鋼橋	鋼橋及び鋼橋脚の損傷、支承・連結装置、高力ボルト、鋼製伸縮装置、鋼製標識柱、床組、高架橋外装等の補修又は部分的な取替え	
道路保全施設工事	A	建築	建築物の維持、補修、撤去工事及び緊急応急作業	
	B	電気	道路照明設備等、建築電気設備等の維持、補修、取替え、移設、撤去、又は既設設備の切替え、停止を伴う工事及び緊急応急作業	
	C	電気通信	通信設備等の維持、補修、取替え、移設、撤去、又は既設設備の切替え、停止を伴う工事及び緊急応急作業	
	D	管	建築物の給水、排水、消火、空気調和、換気、ガス等の設備、融雪設備等の保守、補修、取替え、移設、撤去、又は既設設備の切替え、停止を伴う工事及び緊急応急作業	
	E	機械器具設置	排水ポンプ設備、トンネル換気設備（集塵機を含む。）、昇降機設備、トンネル消火設備（水噴霧設備を含む。）、軸重測定設備、トラックスケール、汚泥処理設備、鋼製付属設備等の保守、補修、取替え、移設、撤去、又は既設設備の切替え、停止を伴う工事及び緊急応急作業	
その他上記以外の工事	A	しゅんせつ	しゅんせつ工事	
	B	その他		

4 営業所一覧表【様式第4】

申請をする日現在で作成してください。

本社及び1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に所在する事務所のみ記入してください。

事務所単位（例：本社、本店、東京支社、東京支店、〇〇事業本部など）で記入してください。

1枚に収まりきらない場合には、様式をコピーするなどして、記入してください。

様式第4

※受付番号

※業者コード

営 業 所 一 覧 表

○印のついた最上段の記入欄は、当社との契約手続の窓口となる事業所を記入してください。併せて、担当者の氏名を記入してください。

契約窓口となる事業所以外の事業所（1都3県内）についても記入してください。

都道府県名から記入してください。「丁目」「番地」は「-（M7）」で記入してください。

営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号（上段）	
			F A X 番号（下段）	
○ 東京第一営業所 担当者名：千葉 一郎	151 0000	東京都渋谷区代々木〇-〇-〇	03-3000-3000 03-3000-3001	
本社(店)	105 0000	東京都港区芝〇-〇〇-〇〇	03-3100-3000 03-3100-3001	
東京第二営業所	135 0000	東京都江東区木場〇-〇-〇	03-3200-3000 03-3200-3001	
横浜営業所	231 0000	神奈川県横浜市中区真砂町〇-〇〇	045-300-3000 045-300-3001	
埼玉営業所	331 0000	埼玉県大宮市桜木町〇-〇-〇	048-310-3000 048-310-3001	
千葉営業所	272 0000	千葉県市川市高浜〇〇番地先	047-320-3000 047-320-3001	

記載事項

- 1 本表は、申請をする日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、当社と常時契約を締結する本社(店)及び支店等営業所(1都3県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)に所在する営業所)の名称を記載すること。
- 3 「電話番号」及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。
- 4 「○」を付している欄には、上記記載要領に従って、当社と常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称等を記載するとともに、担当者名を記載すること。

5 共同企業体等調書【様式第5】

(その1) について

この調書は、事業協同組合が特例計算を希望する場合に必要となる書類です。

①には、組合自体の「総合評定値通知書」から技術職員数を記入してください。総合評定値通知書の技術職員数が「0」の場合は、「0」と記入してください。

②以降には、審査対象者の「総合評定値通知書」から技術職員数を記入してください。総合評定値通知書の技術職員数が「0」の場合は、「0」と記入してください。

組合のほか審査対象者が4事業者を超える場合は、共同企業体等調書(その2)も使用し、その際、(その1)は「⑥or計」としてください。

この欄には、「総合評定値通知書」に記載されている数値等を記入してください。

自己資本額：自己資本額
利益額：利益額
経営状況：評点(Y)の値
その他評価項目：評点(W)の値

※欄には記入しないでください。

この欄には、何も記入しないでください。

様式第5
 ※受付番号 ※業者コード

共同企業体等調書(その1)

建設工事の種類	技術職員数																														合計	※評点(Z1)						
	1 級						講習受講						監理補佐						2 級						その他													
	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計								
01 土木一式																																						
02 建築一式																																						
03 大工																																						
04 左官																																						
05 とび・土工・コンクリート																																						
06 石																																						
07 屋根																																						
08 電気																																						
09 管																																						
10 タイル・れんが・ブロック																																						
11 鋼構造物																																						
12 鉄筋																																						
13 補装																																						
14 しゅんせつ																																						
15 板金																																						
16 ガラス																																						
17 塗装																																						
18 防水																																						
19 内装仕上																																						
20 機械器具設置																																						
21 熱絶縁																																						
22 電気通信																																						
23 造園																																						
24 さく井																																						
25 建具																																						
26 水道施設																																						
27 消防施設																																						
28 清掃施設																																						
29 解体																																						
合 計																																						

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥or計	※数値	※点数	※合計	※評点(X2)
自己資本額										
利益額										
経営状況										※評点(Y)
その他の評価項目										※評点(W)

5 共同企業体等調書【様式第5】

（その2）について

この調書は、事業協同組合が特例計算を希望する場合、組合のほか審査対象者が4事業者を超えるときに必要となる書類です。

組合のほか審査対象者が4事業者を超える場合、⑦から順番に記入してください。

「計」欄には、①から⑩までの合計を記入してください。

この欄には、何も記入しないでください。

共同企業体等調書（その2）

様式第5
 ※受付番号 ※業者コード

建設工事の種類	技 術 職 員 数										そ の 他										合計	※評点 (Z1)					
	1 級					講 習 受 講					監 理 補 佐					2 級							そ の 他				
	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑦	⑧	⑨	⑩	計			⑦	⑧	⑨	⑩	計
01 土木一式																											
02 建築一式																											
03 大工																											
04 左官																											
05 とび・土工・コンクリート																											
06 石																											
07 屋根																											
08 電気																											
09 管																											
10 タイル・れんが・ブロック																											
11 鋼構造物																											
12 鉄筋																											
13 舗装																											
14 しゅんせつ																											
15 板金																											
16 ガラス																											
17 塗装																											
18 防水																											
19 内装仕上																											
20 機械器具設置																											
21 熱絶縁																											
22 電気通信																											
23 造園																											
24 さく井																											
25 建具																											
26 水道施設																											
27 消防施設																											
28 清掃施設																											
29 解体																											
合 計																											

記入方法は、（その1）と同じです。

「計」欄には、①から⑩までの合計を記入してください。

区 分	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	※数値	※点数	※合計	※評点 (X2)
自己資本額										
利益額										
経営状況									※評点 (Y)	
その他の評価項目									※評点 (W)	

5 共同企業体等調書【様式第5】

(その3) について

この調書は、事業協同組合が特例計算を希望する場合に必要な書類です。

「元請完成工事高」欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、組合及び審査対象者ごとに転記してください。総合評定値通知書の元請完成工事高が「0」の場合は、「0」と記入してください。

組合のほか審査対象者が4事業者を超える場合は、共同企業体等調書（その4）も使用し、その際、（その3）は「⑥or計」としてください。

様式第5

※受付番号

※業者コード

共同企業体等調書（その3）

建設工事の種類	元 請 完 成 工 事 高						※評点 (Z2)	※評点(Z) (Z1+Z2)
	①	②	③	④	⑤	⑥or計		
01 土ホー式								
02 建築一式								
03 大工								
04 左官								
05 とび・土工・コンクリート								
06 石								
07 屋根								
08 電気								
09 管								
10 タイル・れんが・ブロック								
11 鋼構造物								
12 鉄筋								
13 舗装								
14 しゅんせつ								
15 板金								
16 ガラス								
17 塗装								
18 防水								
19 内装仕上								
20 機械器具設置								
21 熱絶縁								
22 電気通信								
23 造園								
24 さく井								
25 建具								
26 水道施設								
27 消防施設								
28 清掃施設								
29 解体								
合 計								

5 共同企業体等調書【様式第5】

(その4) について

この調書は、事業協同組合が特例計算を希望する場合、組合のほか審査対象者が4事業者を超えるときに必要となる書類です。

組合のほか審査対象者が4事業者を超える場合、⑦から順番に記入してください。

「計」欄には、①から⑩までの合計を記入してください。

様式第5
 ※受付番号 ※業者コード

共同企業体等調書(その4)

建設工事の種類	元 請 完 成 工 事 高					計	※評点 (Z2)	※評点(Z) (Z1+Z2)
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
01 土木一式								
02 建築一式								
03 大工								
04 左官								
05 とび・土工・コンクリート								
06 石								
07 屋根								
08 電気								
09 管								
10 タイル・れんが・ブロック								
11 鋼構造物								
12 鉄筋								
13 舗装								
14 しゅんせつ								
15 板金								
16 ガラス								
17 塗装								
18 防水								
19 内装仕上								
20 機械器具設置								
21 熱絶縁								
22 電気通信								
23 造園								
24 さく井								
25 建具								
26 水道施設								
27 消防施設								
28 清掃施設								
29 解体								
合 計								

Ⅱ 競争参加資格の認定

1 資格の審査及び認定について

資格審査申請書類を受け付けた後、当社は申請内容の審査を行います。
審査を行い、前記Ⅰ－１の２に掲げる欠格要件に該当しない方について、資格があると認定します。
欠格要件に該当する方について、資格がないと認定します。

【認定日】

定期受付：2025年4月1日

随時受付：申請受付日を含む月の翌々月の1日（ただし、2025年2月に申請があったもののみ、2025年5月1日認定となりますのでご注意ください。）

2 資格審査結果の通知について

資格があると認定した方への競争参加資格認定通知書（建設工事）の発行及び通知は行いませんので、競争参加資格の登録状況については、認定日以降に当社ホームページ（<https://www.shutoko.co.jp/business/qualify/>）に掲載される「有資格業者名簿」にてご確認ください。

資格がないと認定した方には、別途通知します。

3 その他

- （１）年間委任状、使用印鑑届及び申請事項の変更届の提出は、認定日以降に受け付けます。
- （２）申請を取り下げた場合又は資格認定後に辞退した場合は、合併等による再認定を行う場合を除き、同一有効期間内での再度の申請はできません。
- （３）営業所一覧表【様式第４】に記載いただいた連絡先は、個別の案件に係る連絡のほか、競争参加資格を持つ全ての方にお知らせする必要がある事項が生じた場合に利用することがあります。

Ⅲ 電子入札システム参加のための利用者登録

当社では、競争を行う案件において電子入札を全面的に導入しています。電子入札による入札・見積りに参加するには、競争参加資格に加えて電子入札システム参加のための利用者登録が必要となります。また、指名型の案件においては、電子入札システムに利用者登録済であることが指名の条件となります。

まだ利用者登録を行っていない場合は、利用者登録の詳細について当社ホームページ（<https://www.shutoko.co.jp/business/electronicbid/>）をご確認の上、認定後速やかに実施してください。

Ⅳ お問い合わせ先

首都高速道路株式会社 財務部契約課
〒100-8930 東京都千代田区霞が関1-4-1（日土地ビル）
TEL (03)3539-9315 Fax (03)3539-9566